

2020 年 12 月 9 日

要請文

厚生労働大臣 田村 憲久 様

全日本医学生自治会連合
第 37 期 中央執行委員長 高橋 亜実

一、新型コロナウイルスの影響について

- ①今年度の医師国家試験について、実施の可否を含めて感染対策を複数検討し、医学生に対して早期に情報提供を行うこと。また、大幅に実施方法が変更される場合の方針決定時期、情報伝達プロセスを明確にすること。新型コロナウイルス感染が国家試験の受験資格に影響しないようにすること。
- ②全国の医学部附属病院の感染対策指針について確認し、必要に応じて助言や指導を行うこと。また文部科学省と連携をとり、医学生と教職員の感染対策上の齟齬を是正していくとともに、過度な感染対策によって医学生の学修環境が脅かされている際には、各大学や附属病院に通達すること。
- ③医学部教職員を含めた医療関係者の減収や公立病院の経営難に対して、国としてさらなる経済支援を行い、継続可能性のある医療体制を確立すること。
- ④全国的に PCR の検査体制を拡充していくとともに、必要な学生や希望する学生に対しては、迅速に検査が出来るよう、予算も含めて環境を整備すること。

要請要旨

①先日、「令和 3 年医師国家試験の実施方法について」が発表されましたが、来年の 2 月に向けて新型コロナウイルス感染がさらに拡大した場合、例年通り県をまたいで多くの医学生を試験地に集めることは適切な方式とは言えません。試験会場での感染対策を徹底したとしても、多くの受験生が宿泊するホテル等で感染が拡大する可能性も十分に考えられます。特定人数を超える感染拡大地域が発生した場合に、複数会場に分散させて試験を行うなど、状況に応じた感染対策を受験生に対して複数提示することを求めます。

また、現在の規定では当日の発熱者に対してのみ迅速検査を行うとしており、迅速検査で陽性となって、新型コロナウイルス感染症と診断された受験生の受験を認めないとしています。一方で、新型コロナウイルスは発症前が最も感染力が強いとされており、現在の方法では感染拡大のリスクが大きいと考えられます。貴省として、その点についてはどのようにお考えか、教えて下さい。

さらに、迅速検査の精度も確実とはいえない状況の中、新型コロナウイルスに感染しているかどうかという非常に曖昧な基準に基づいて受験資格が失われることは、これまで国家試験に向けて準備を重ね、就職を控えた受験生にとって到底容認できることとは思えません。迅速検査で陽性になった学生に対しても受験資格が失われないよう、措置の再検討を求めます。

②現在、各医学部附属病院で感染対策指針が作成されており、臨床実習に参加する学生はその基準に則って感染対策を行うことになっていますが、県外移動や部活動などいくつかの点において、教職員よりも制限が厳しい大学があるという声が医学連に届いています。特に県外移動が完全に禁止されていて、県外病院での就職活動が全く出来ない大学もあります。教職員・学生ともに十分な感染対策を行え、両者が納得できる感染対策指針を作成していくことが求められています。

さらに、医学連アンケートでは前期の臨床実習で76%の実習生が「患者への問診ができなかった」と回答しており、感染防止を意識するあまり、学生の学びが疎かになってしまっている現状があります。また感染対策が病院内で浸透しておらず、各診療科・担当医ごとに方針が異なっており、該当医師の考え次第で実習に大きな制限がかかることもしばしばあります。感染防止に配慮しながら十分な実習を行い、将来の医療体制を守ることができるように、学生への過度な制限に対する指導・是正を求めます。

③現在、全国各地の病院においてコロナ対応のための空床確保、受診控えによる赤字を抱え、経営難に直面しています。国による医療機関への支援策は十分に行き届いておらず、全体の7割の病院が赤字となり、全体の3割の医療機関でボーナスカットが行われるなどの報道もあります。医療現場で必死にコロナ対応に当たっている医療機関や、地域での医療体制を守っている医療機関が立ち行かなくなるような事態は回避しなくてはなりません。また大学においても、医学部附属病院の医療関係者にとどまらず、大学職員全体の待遇改善が求められています。今後も地域の医療体制を維持し、国民の命を守る医療を提供していくためにも政府による一層の財政支援を求めます。

④現在、日本においては、新型コロナウイルス感染症の流行発生以来最大の第3波を迎えています。さらなる感染拡大を防ぐためには、感染者の迅速な補足と対応が必要であり、そのために大規模かつ適切なPCR検査の実施が必要です。また現在、臨床実習中の医学生は県外移動や会食を自粛しているにもかかわらず、例年通りの臨床実習ができている大学は少ないという現状があります。医学生からは、医師になるための十分な実習ができずに卒業を迎えるのではないかと不安の声が上がっています。PCR検査を実施すれば、新型コロナウイルス感染拡大の可能性を減らしたうえで実習を行うことが可能になります。同時に、PCR検査は陽性者から周囲への感染拡大を防止し、学生の周囲の人の安全を担保するための検査であることから、臨床実習を保障するものとして、大学・国が費用を負担することが妥当と考えます。学修環境を保障するため、患者さんへの感染リスクを減少させるためにも、学生の金銭的負担にならない形で医学生へのPCRの検査体制を拡充していくことを求めます。

二、地域枠制度について

①地域枠制度には憲法上の職業選択の自由及び居住移転の自由の観点から、法的拘束力がないことを明示すること。

②地域枠制度を地域偏在解消のためだけではなく、地域医療に携わることを目指す医学生を支援するための制度として継続性を持って運用していくこと。また奨学金を返済した際には従事義務が解消されると提言し、奨学金の付かない地域枠学生についても上記目的に沿った支援を行うこと。

③医師の絶対数不足・偏在を解消するために、医学部定員を減らさない、現役医師を医師不足地域に招致するなど、地域枠制度以外の対応策も並行して検討すること。

④地域枠医師の進路や生活状況を全国的に把握し、キャリア形成およびライフイベントにおいて柔軟性を持った制度上の工夫を推奨し、全国的に後押ししていくこと。

⑤従事義務年限や指定研修病院などの「従事義務要件」をはじめとする地域枠制度の運営と今後の方針が学生への説明なしに変更されないよう、各都道府県の職員に周知すること。

⑥地域枠制度の運営と今後の変更点について、学生に予め詳細を説明すること。また中高生および医学部入学前の学生に対する説明会を都道府県ごと開催すること。

⑦地域枠学生に関する個人情報、本人の同意なく利用される、あるいはマッチングにおいて不利益を被るといったことがないよう、適切に運用すること。

⑧医師需給分科会において地域枠制度を扱う際に、学生から聞き取りを行うなど、検討段階から学生の意見を取り入れていくこと。

⑨各大学、都道府県における地域枠学生への支援や教育の状況について把握し、全ての地域枠学生に適切な支援が行われるようにすること。また、大学間における地域枠学生に対する対応の格差を是正すること。

要請要旨

①日本国憲法第22条第1項においては、『何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。』と規定されています。地域枠制度における従事義務は、特定の地域に一定の期間居住し当地の医療に従事することを規定するものであり、先の22条に照らせば法的拘束力をもつとは考えられません。一方、「道義的責任」という言葉を用い、一部の都道府県では従事義務の履行を強いられたという事例が聞かれます。このような状況をふまえ、地域枠の法的拘束力および、従事義務に関するパワハラ事例について、改めて貴省としての見解を教えてください。

②近年、別枠方式への一本化や地域枠学生名簿の配布など、地域枠制度の強制力が強くなり、地域偏在対策としての側面が強くなってきていると感じ受けます。人員の確保を念頭に置き縛りを強くして研修医を地域にとどめることよりも、自発的に地域に残りたくなるような教育・臨床実習・研修プログラムを構築することこそが、自らやりがいを感じて地域医療に従事できる医師の育成および長期的な医師の偏在解消につながると考えます。地域枠制度は、必要な医師数を確保するためだけのものではなく、地域に残りたいと考える学生を支援するためのものであるという視点に立ち、地域枠制度の運用について見直すことを求めます。また、自治体から貸与される奨学金を返還することで従事義務は解消されると明確に提言するとともに、奨学金貸与を伴わない地域枠学生についても、地域医療への従事を後押しするために必要な支援を行っていくことを求めます。

③医師偏在を解消するための方策として地域枠制度のみに大きく依存すれば、地域枠学生が1人離脱することで地域医療に与える影響は大きくなり、従事要件はより厳格である必要が生じます。実際、学生に初期・専門研修を指定病院で行うこと、離脱に際し修学資金の利子や違約金を支払うことを定めている例もあります。しかし、限られた数の医師が画一的な条件のもと同じ地域で働き続けるには限界があります。むしろ、より多様な背景を持った医師が地域医療に関われるようにし、彼らを支える制度も多様なニーズに答える柔軟なものとするのが、地域医療を持続可能なかたちで発展させていくために効果的なのではないでしょうか。具体的には、医学部定員を減らさないこと、地域枠以外の医師も地域医療に関心を持てるような研修プログラムを作成すること、医師不足地域で勤務するとき障壁となる問題を調査し改善することなどを提案します。

④地域枠制度における従事義務について、医学生からは、自身の望む研修が行えるのか、ライフイベントと折り合いをつけられるか、など不安の声があげられています。また、平成29年4月6日に厚生労働省医政局が行った「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」では、勤務医が地方で勤務する意思がない理由の上位に「労働環境への不安」「希望する内容の仕事ができないこと」「専門医の取得に不安があること」などが現れています。大学入学時点での将来像と、大学卒業時や卒後に描くキャリアプランが変化することはごく自然なことと言えます。性別を問わず、結婚、出産・育児、介護といったライフイベントや、大学院への進学、海外留学などの学びの機会の実現に対応するため、従事義務年限の中断・分割などを可能にする柔軟な運用をすることを求めます。

⑤地域枠で入学した学生に対して、入学時と卒業時の契約内容変更が一方向的に学生に伝えられる事例が医学連に寄せられています。例えば宮崎大学では、入学時点の募集要項では奨学金が付属せず従事義務が明記されていなかった学生と、奨学金付きの6年間の従事義務が定められていた学生の両方に、卒業年次になってから9年間の従事義務への同意が求められました。上記のような不適切な契約変更や学生への圧力は、医学生が主体的に地域医療を守っていく姿勢をむしろ阻害する原因となり、本来の地域枠のあり方とはかけ離れています。このような問題を把握し速やかに対応することを求めます。その他の方針についても、変更が必要になった場合には学生への説明を丁寧に行ってください。

⑥医学連が昨年度実施したアンケートによると、地域枠制度を利用する際、または、地域枠制度の利用を検討する際の、地域枠制度に関する説明は、回答した半数以上の学生が『不十分である』と答えています。（都道府県からの説明が不十分…回答941人中66.8%、大学からの説明が不十分…回答941人中49.2%、高等学校からの説明が不十分…回答897人中63.7%）地域枠での入学を検討する人の多くは高校生ですが、地域枠制度は、利用した人のライフプランを大きく支配する可能性をはらんでいます。そもそも、以後の人生を左右するような大きな決定を高校生に強いることの是非には多くの議論があります。また、高校教員に対する地域枠制度の周知も不足しています。貴省には、地域枠を目指す受験生に地域枠制度およびその運営に関する十分な説明を行うよう、都道府県、大学、高等学校に対して早急に通達することを求めます。

⑦医師臨床研修マッチング参加規約（参加者用）には、「地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠、いわゆる「地域枠」の入学者である参加者（入学後に奨学金の貸与が決定され従事要件等が課される者も含む。）は、あらかじめ各大学に貸与している地域枠参加者

用の登録 ID 及びパスワード（以下、地域枠参加者登録用 ID 等という。）を利用して、ホームページ上で研修医マッチング参加登録をすること。」とあります。また、「地域枠参加者登録用 ID 等で参加登録した者のマッチング結果については、協議会が都道府県、大学及び厚生労働省に対して情報提供をする。」との記載もあります。この説明を地域枠学生に対し十分に行うことを求めます。また、規約事項に記載のない情報に関して本人の同意なく情報提供を行うことのないよう求めます。

また、「医学就学資金等を返済する等して地域枠契約解除済みの者（過去に地域枠対象であった者）も地域枠参加登録用 ID・パスワードで参加登録」することから、医学修学資金等の返済により正式に地域枠を離脱した学生に関しても地域枠者としてマッチングの登録が行われ、これにより正式離脱者においても、上の事項が適用されてしまいます。マッチング登録システムの改定を求めます。

⑧地域枠制度に学生の意見を反映させ、魅力的な地域枠制度にすることで、学生がその地域での働きがいを感じ、地域医療に積極的に貢献する医師に成長し働き続けることができます。昨年度医学連が実施したアンケートでは、地域枠学生や医師の希望に即した研修体制・診療科・専門医取得などのキャリア形成を行えるようにすることや、保育施設、教育施設、住宅補助など生活環境に対する補助や社会福祉制度の充実を求める意見が寄せられました。また、従事義務離脱者に対して、専門医認定を制限するなど看過できない条件が付加されようとしており、非常に危惧しています。これは「将来地域で働きたい」と考えている学生を地域枠から遠ざける要因になりかねません。学生を縛るのではなく、学生の意見を取り入れた上で、福祉制度や労働環境の充実化を図り、魅力のある地域枠の実現を求めます。

⑨都道府県や地域医療支援センターからの十分な説明を受けられている学生がいる一方で、そのような支援体制が整っていないために、地域枠制度そのものについての理解が不十分になっていたり、将来のライフプランや働き方に不安を覚えていたりする学生が一定数存在します。このような学生が存在することは、都道府県単位での地域枠学生に対する学部生段階からのキャリア形成支援が十分でないことを示唆し、これは医療法施行規則第三十条の三十三の十三第九項に反しています。各都道府県および各地域医療支援センター、各大学には、地域枠学生への十分な支援を行うことを求めると共に、貴省には地域枠学生への支援の状況について把握し、地域枠となる全ての医学生に適切な支援が行われるよう各都道府県および各地域医療支援センター、各大学と緊密に連携を取り合うことを求めます。

以上